訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱

平成２８年２月２９日　観観産第６９０号

平成２８年４月１１日　国総支第２号

国鉄都第６号－１

国鉄事第９号

国自旅第５号

国海内第２号

観観産第１号

観参第６号

平成２８年６月１０日　国総支第２３号

国総物第１６号

国鉄総第５０号

国鉄都第３６号

国鉄事第７０号

国自旅第４９号

国海内第２７号

国港産第２６号

国空ネ企第３４号

国空事第１０８７号

観参第４９号

平成２８年１１月２８日　国総支第４３号

国総物第６４号

国鉄総第１８４号

国鉄都第７３号

国鉄事第１９８号

国自旅第２０８号

国海内第１０６号

国港総第３０２号

国空ネ企第１２６号

国空事第４４６３号

観参第１８６号

平成２９年３月１５日　国総支第６１号

国総物第１０１号

国鉄総第２９６号

国鉄都第１３２号

国鉄事第３１９号

国自旅第３７８号

国海内第１７３号

国港総第４９１号

国空ネ企第１６９号

国空事第７２５２号

国空環第７８号

観参第２６６号

平成３０年３月２８日　国総支第６３号

国総物第１４４号

国鉄総第３２６号

国鉄都第１７８号

国鉄事第２５７号

国自旅第２９５号

国海内第１８８号

国港総第５９８号

国空事第１０７３号

国空業第１６６号

観観産第８３０号

観参第２９５号

目次

　第１編　共通事項（第１条－第３条）

 第２編　宿泊施設インバウンド対応支援事業（第４条－第２４条）

 第３編　交通サービスインバウンド対応支援事業

第１節　総則（第２５条）

第２節　交通サービス利便向上促進等事業

（第２６条－第５２条）

第３節　交通サービス調査事業（第５３条－第７６条）

 第４編 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

 （第７７条－第９５条）

**第１編　共通事項**

1. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

1. この補助金は、訪日外国人旅行者数４，０００万人、６，０００万人の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とする。

一　複数の宿泊事業者（旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が共同して、当該宿泊事業者の訪日外国人の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数の向上を図る事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）

二　訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応を実施する事業（以下「交通サービスインバウンド対応支援事業」という。）

三　訪日外国人旅行者が、全国津々浦々で、安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備に取り組むことにより、地方での消費拡大を図る事業（以下「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」という。）

（定義）

1. この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　「交通サービス利便向上促進事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るためにより制約の少ないシステムの導入等を行う事業及び訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業をいう。

二　「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、鉄軌道車両設備の整備等を行う事業をいう。

三　「交通サービス調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ　訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業

ロ　訪日外国人旅行者等の交通サービスの利用促進に係る事業及び当該事業の効果等の評価に係る事業

四　「公共交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。

イ　鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

ロ　軌道法（大正１０年法律第７６号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）

ハ　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ　海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第１９条の６の２に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）、同法第２０条第２項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）及び同法第２１条第１項に規定する旅客不定期航路事業を営む者

ホ　航空法（昭和２７年法律第２３１号）による本邦航空運送事業者

**第２編　宿泊施設インバウンド対応支援事業**

（補助対象事業者）

1. 補助対象事業者は、複数の宿泊事業者その他関係する事業者等により構成される団体（以下「宿泊事業者等団体」という。）及びその構成員である宿泊事業者（以下「構成員宿泊事業者」という。）とする。

（補助要件）

1. 宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が補助を受けるためには、宿泊事業者等団体が構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるための計画（以下「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）を策定し、当該計画について国土交通大臣（以下「大臣」という。）の認定を受けなければならない。

２　前項の訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画においては、様式第１－１により、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先

二　宿泊事業者等団体の構成員の名称、住所、事業内容、代表者の氏名及びその連絡先

三　構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働の現状とその分析

四　構成員宿泊事業者（補助を受けようとする者に限る。以下同じ。）全体の宿泊施設の平均客室稼働率（以下「全体稼働率」という。）と構成員宿泊事業者の宿泊施設の訪日外国人宿泊者数の合計（以下「合計外客宿泊者数」という。）の現状及び目標

五　前号の目標を達成するために宿泊事業者等団体が行う事業（以下「団体事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに団体事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六　第４号の目標を達成するために各構成員宿泊事業者が行う事業（以下「個別事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに個別事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

七　団体事業又は個別事業の実施により第４号の目標達成が見込まれる理由

八　訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき団体事業又は個別事業を行うこと並びに本要綱に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表についての構成員の同意

３　宿泊事業者等団体の構成員は五の構成員宿泊事業者以上でなければならない。

４　大臣は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させる効果が特に高いと認められる訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に対して認定を行い、様式第１－２による計画認定通知書により宿泊事業者等団体に通知するものとし、当該認定を行った訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（以下「認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）については、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。

一　宿泊事業者等団体を構成する宿泊事業者数の数が多いこと

二　第２項第４号の目標が同号の現状に比して高い目標であること

三　団体事業又は個別事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと

四　第２項第７号の目標達成が見込まれる理由が合理的であること

５　大臣は、前項の認定を行うにあたっては、有識者委員会の意見を聴くものとする。

６　第４項の認定を受けた宿泊事業者等団体（以下「認定宿泊事業者等団体」という。）は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画を変更しようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

７　大臣は、認定宿泊事業者等団体又はその構成員宿泊事業者が、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（前項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に従って、事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（交付の対象）

1. 大臣は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が行う事業（以下この編において「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

２　補助対象経費は別表１に掲げるものに限る。

（認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の実施状況の報告）

1. 宿泊事業者等団体は、補助対象事業の完了時期から二年の間、一年毎に認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の実施状況について、様式第１－３により、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、大臣に提出するものとする。

一　宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先

二　目標とそれに対する実績値の推移

三　認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が実施した事業の具体的内容及び実施時期並びにこれらの事業を実施するために要した資金の額

四　目標を達成した理由（達成できなかった場合はその理由）その他事業評価に関する事項及び当該事業評価を踏まえた次の一年間における事業の改善策

２　大臣は、前項の報告書の提出を受けた時は、当該報告書に関する有識者委員会の意見を付した上で、すみやかに国土交通省のホームページにおいて当該報告書を公表するものとする。

３　構成員宿泊事業者は、補助対象事業の完了時期から二年の間、毎月、様式第１－４により、当該月における自らの宿泊施設の稼働率（以下「個別稼働率」という。）及び訪日外国人の宿泊者数（以下「個別外客宿泊者数」という。）を大臣に報告するものとする。

（補助金交付申請）

1. 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第１－５による補助金交付申請書を大臣へ提出しなければならない。

２　補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、様式第１－６により課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付の決定及び通知）

1. 大臣は、前条第１項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、様式第１－７による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

３　大臣は申請書類の審査等により補助金の交付について疑義等が生じた場合、すみやかに指摘事項を申請者に通知し、補正を求めるものとする。

（補助対象事業の計画変更の申請）

1. 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ様式第１－８による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の変更及び通知）

1. 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第１－９による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付すことができる。

（交付申請の取下げ）

1. 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して３０日以内に、様式第１－１０による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

（補助対象事業の中止等）

1. 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第１－１１による補助対象事業の中止申請書又は様式第１－１２による廃止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告等）

1. 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、すみやかに様式第１－１３により、その旨を報告しなければならない。

２　補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第１－１４による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。

３　大臣は、補助対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを補助対象事業者に命ずることができる。

（実績報告）

1. 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から３０日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、様式第１－１５による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

1. 大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第１－１６による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

1. 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第１－１７による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還命令）

1. 大臣は、第１３条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第９条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一　補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二　補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三　補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四　前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、第１項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

４　第２項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

1. 補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、様式第１－１８をすみやかに提出しなければならない。

２　大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金の額につき、年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（取得財産等の管理等）

1. 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助対象事業者は、取得財産等のうち、第２２条第１項及び同条第２項に規定するものについて、様式第１－１９による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

（財産の帰属等）

1. 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

（財産の処分の制限）

1. 補助対象事業者は、取得財産について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して大臣が補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成２２年国土交通省告示第５０５号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

２　補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第１－２０により大臣の承認を得なければならない。

３　大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第１項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（書類の保存義務）

1. 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（提出部数等）

1. この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、２部（正本１部、副本１部）とする。

２　この要綱（第２編に限る。）に定める申請書その他の書類は、第４条に規定する宿泊事業者等団体を通じて提出するものとする。

**第３編　交通サービスインバウンド対応支援事業**

**第１節　総則**

（事業実施計画の策定）

1. 交通サービスインバウンド対応支援事業の実施に当たっては、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議（以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。）において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、当該計画を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

２　前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　地方ブロックにおけるインバウンド観光の現状（地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。）と課題

二　地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み、新たな交通網の形成等

三　地方ブロックにおいて推進する観光施策

四　前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業

五　前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標

３　大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。

一　事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること

二　実施しようとする事業が合理的であること

４　第１項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

**第２節　交通サービス利便向上促進等事業**

**第１款 交通サービス利便向上促進事業**

（補助対象事業等）

1. 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

２　本款における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表２に定めるものとする。

（補助金の額）

1. 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表２に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

1. 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第２－１による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

２　ＬＲＴプロジェクト実施要綱（平成１８年４月１２日）に基づき、鉄軌道事業者、地方公共団体及び地域の企業・ＮＰＯ・住民から構成される協議会等が策定する計画（以下「ＬＲＴ整備計画」という。）に基づき実施されるＬＲＴシステムの整備に要する経費に係る事業である場合については、当該ＬＲＴ整備計画の写しを申請書に添付するものとする。

３　次に掲げる事業（ＬＲＴシステム又はＢＲＴシステムの整備に係るものに限る。）である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画等の写しを添付するものとする。

一　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「活性化法」という。）第５条第１項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）及び活性化法第２７条の２第１項に規定する地域公共交通再編実施計画（活性化法第２７条の３の規定により大臣の認定を受けたものに限る。以下「再編計画」という。）に基づいて実施される事業　再編計画

二　形成計画及び再編計画並びに立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第１項に規定する計画をいう。）及び都市・地域総合交通戦略（都市・地域総合交通戦略要綱（平成２１年３月１６日）に基づき策定されたものであって、同要綱の定めるところにより大臣の認定を受けたものに限る。以下「都市交通戦略」という。）の双方に基づいて実施される事業　再編計画及び都市交通戦略

三　形成計画及び再編計画並びに軌道運送高度化実施計画（活性化法第８条第１項に掲げる計画であって、活性化法第９条第３項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。）又は道路運送高度化実施計画（活性化法第１３条第１項に掲げる計画であって、活性化法第１４条第３項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。）　再編計画及び軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画

（交付の決定及び通知）

1. 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第２－２による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（交付決定の変更等の申請）

1. 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第２－３による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一　補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあっては、この限りでない。

二　別表２に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の１０％以内の流用増減の場合を除く。

２　前項第１号ただし書きによる軽微な変更を行ったときは、様式第２－４による変更届を大臣に届け出なければならない。

（交付決定の変更及び通知）

1. 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第２－５による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

1. 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して３０日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

1. 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第２－６による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

２　補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の３月１０日までに大臣に提出しなければならない。

３　補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第２四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

1. 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から１か月を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに様式第２－７による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度４月３０日までに様式第２－８による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

1. 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第２－９により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

1. 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第２－１０による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（事業の中止等）

1. 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取り消し）

第３８条　大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第２９条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一　補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二　補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三　補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四　前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、第１項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

４　第２項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の整理）

第３９条　補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第４０条　補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第４１条　補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

一　取得財産等の得喪に関する書類

二　取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産等の管理等）

第４２条　補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第４３条　補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

２　補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第２－１１による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

３　大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第１項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（事業評価の実施）

第４４条　交通サービス利便向上促進事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末まで（交通サービス利便向上促進事業のうち、別表５に定める補助対象経費に係る事業については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の１月末まで）にそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告する。

第４５条　交通サービス利便向上促進事業（移動等円滑化に要する経費に係る事業を除く。）については、自己評価等を基に地方運輸局等が二次評価を行うこととする。

２　二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

３　地方運輸局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第４６条　二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の４月末まで（交通サービス利便向上促進事業のうち、別表５に定める補助対象経費に係る事業（移動等円滑化に要する経費に係る事業を除く。）については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の２月末まで）に、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

**第２款　インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業**

（補助対象事業等）

第４７条　大臣は、補助対象経費について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

２　本款における補助対象事業は、補助対象事業者が行う訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等とする。

３　前項の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備とは、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を実施するものとする。

４　本款における補助対象事業者は、次の各号に掲げる者を除いた旅客輸送を行う鉄道事業者及び軌道経営者（以下「鉄軌道事業者」という。）とする。

一　地方公共団体（第三種鉄道事業者を除く。）

二　東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社

三　大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者

（交付の対象等）

第４８条　補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備等に直接要した本工事費（資産の購入を含む。）とする。

２　前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

３　第１項の補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除が出来ない場合は、補助対象経費に係る消費税相当額を補助対象とするものとする。この場合においては、第５０条に規定する補助金交付申請書に仕入控除ができない理由を記載した理由書を添付して提出しなければならず、かつ、様式第２－１２に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出しなければならない。

（補助金の額）

第４９条　国が交付する補助金の額は、補助対象経費に補助率１／３を乗じて得た額以内の額とする。

２　鉄道事業再構築事業実施計画（活性化法第２３条第１項に掲げる計画について、同法第２４条第３項の規定により大臣の認定を受けたものであって、当該計画に訪日外国人旅行者を含む観光誘客の取組が位置付けられているものに限る。以下「再構築計画」という。）に基づき補助対象事業者が補助対象事業に要する費用を関係地方公共団体（国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の４月１日における当該地方公共団体の直近の財政力指数（地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条の規定により算定した基準財政収入額を同法第１１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値をいう。）が０．４６未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特定地方公共団体」という。）が負担するときは、前項の規定にかかわらず、国が交付する補助金の額は、第１号に掲げる額に第２号に掲げる額を加えて得た額とする。

一　特定地方公共団体が当該補助対象事業者に交付することとなる額（この号において「特定地方公共団体補助額」という。）に特定地方公共団体補助額に相当する国庫補助額を加えた額（次号において「特定補助対象経費」という。）に補助率１／２を乗じて得た額以内の額

二　補助対象経費から特定補助対象経費を除いて得た額に、補助率１／３を乗じて得た額以内の額

（補助金交付申請）

第５０条　補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第２－１による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

２　再構築計画に基づいて実施される事業については、再構築計画の写しを添付するものとする。

（交付決定の変更等の申請）

第５１条　補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第２－３による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一　補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあっては、この限りでない。

二　様式第２－１別紙２に掲げる各工事内容間の補助対象経費の配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の３０％以内の流用増減の場合を除く。

２　前項第一号ただし書きによる軽微な変更を行ったときは、様式第２－４による変更届を大臣に届け出なければならない。

（準用規定）

第５２条　第２９条及び第３１条から第４６条までの規定は、第４７条第２項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第４４条から第４６条中「交通サービス利便向上促進事業」又は「交通サービス利便向上促進事業（移動等円滑化に要する経費に係る事業を除く。）」とあるのは「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」と読み替えるものとする。

**第３節　交通サービス調査事業**

**第１款　調査事業**

（補助対象事業者）

第５３条　本款における補助対象事業者は、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下この節において「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村とする。

２　前項の協議会は、以下の者によって構成される。

一　関係する都道府県又は市区町村

二　関係する交通事業者又は交通施設管理者等

三　地方運輸局等

四　その他訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービスの実状、その利用促進の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

（交付の対象等）

第５４条　大臣は、訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この款において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

２　補助対象経費及び補助率については、別表３のとおりとする。

（補助金交付申請）

第５５条　補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第３－１による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第５６条　大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第３－２による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

（交付決定の変更等の申請）

第５７条　補助対象事業者は、補助対象事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第３－３による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の軽微な場合とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」（昭和３０年中央連絡協議会）による。

（交付決定の変更及び通知）

第５８条　大臣は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第３－４による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第５９条　補助対象事業者は補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して３０日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第６０条　補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第３－５による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

２　補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、当該補助対象事業者は、状況報告書にその理由を付してすみやかに大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第６１条　補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から１か月を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに様式第３－６による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第６２条　大臣は、前条に規定する完了実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表３に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第３－７による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第６３条　補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第３－８による補助金支払請求書を提出しなければならない。

（事業の中止等）

第６４条　補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取り消し）

第６５条　大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第５５条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一　補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二　補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三　補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四　前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、第１項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

４　第２項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の整理）

第６６条　補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第６７条　補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第６８条　補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

一　取得財産等の得喪に関する書類

二　取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産等の管理等）

第６９条　補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第７０条　補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

２　補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第３－１０による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

３　大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第１項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（事業評価の実施）

第７１条　調査事業による支援を受けた事業については、自己評価を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までにそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。

第７２条　調査事業については、自己評価等を基に地方運輸局等が二次評価を行うこととする。

２　二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

３　地方運輸局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第７３条　二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の４月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

**第２款　利用促進事業**

（補助対象事業者）

第７４条　本款における補助対象事業者は、協議会又は都道府県若しくは市区町村とする。

（交付の対象等）

第７５条　大臣は、利用促進事業及び利用促進の効果等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（次項において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助対象事業者に対し補助金を交付する。

２　補助対象経費及び補助率については、別表３のとおりとする。

（準用規定）

第７６条　第５３条第２項及び第５５条から第７３条までの規定は、本款において準用する。この場合において、第５５条中 「様式第３－１」とあるのは「様式第３－９」と、第７１条及び第７２条中「調査事業」とあるのは「利用促進事業」と読み替えるものとする。

**第４編　地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業**

（補助対象事業等）

第７７条　大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

２　本編における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表４に定めるものとする。

（補助金の額）

第７８条　国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表４に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

第７９条　補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第４－１による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第８０条　大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第４－２による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（交付決定の変更等の申請）

第８１条　補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第４－３による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一　補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあっては、この限りでない。

二　別表４に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の１０％以内の流用増減の場合を除く。

２　前項第一号ただし書きによる軽微な変更を行ったときは、様式第４－４による変更届を大臣に届け出なければならない。

（交付決定の変更及び通知）

第８２条　大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第４－５による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第８３条　補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して３０日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第８４条　補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第４－６による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

２　補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の３月１０日までに大臣に提出しなければならない。

３　補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第２四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第８５条　補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から１か月を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに様式第４－７による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度４月３０日までに様式第４－８による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第８６条　大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第４－９により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８７条　補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第４－１０による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（事業の中止等）

第８８条　補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取り消し）

第８９条　大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第８０条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一　補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二　補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三　補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四　前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、第１項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

４　第２項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の整理）

第９０条　補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第９１条　補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第９２条　補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

一　取得財産等の得喪に関する書類

二　取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産等の管理等）

第９３条　補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第９４条　補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

２　補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第４－１１による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

３　大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第１項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（準用規定）

第９５条　第２５条及び第４４条から第４６条までの規定は、第７７条第１項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第２５条中「交通サービスインバウンド対応支援事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と、同条第２項第２号の「地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み等」と、第４４条から第４６条中「交通サービス利便向上促進事業」又は「交通サービス利便向上促進事業（移動等円滑化に要する経費に係る事業を除く。）」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と読み替えるものとする。

附　　則（観観産第６９０号）

　この要綱は、平成２８年２月２９日から施行する。

附　　則

　この要綱の改正は、平成２８年度予算から施行する。

附　　則

　この要綱の改正は、平成２８年６月１０日から施行する。

附　　則

　この要綱の改正は、平成２８年１１月２８日から施行する。

 　 附　　則

　この要綱の改正は、平成２９年度予算から施行する。

附　　則

　この要綱の改正は、平成３０年度予算から施行する。ただし、第１編及び第２編の規定は、宿泊施設バリアフリー化促進事業について準用し、平成２９年度第１次補正予算を充当するものに限り平成３０年３月２８日から施行する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第２条第１号 | 宿泊事業者（旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が共同して、当該宿泊事業者の訪日外国人の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数の向上を図る事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。） | 宿泊事業者（旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が、宿泊施設のバリアフリー化を促進することにより、緊急時において、特に災害弱者となりやすい高齢者や障がい者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保を図る事業（以下「宿泊施設バリアフリー化促進事業」という。） |
| 第４条 | 補助対象事業者は、複数の宿泊事業者その他関係する事業者等により構成される団体（以下「宿泊事業者等団体」という。）及びその構成員である宿泊事業者（以下「構成員宿泊事業者」という。）とする。 | 補助対象事業者は、宿泊事業者とする。 |
| 第５条第１項 | 宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が補助を受けるためには、宿泊事業者等団体が構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるための計画（以下「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）を策定し、当該計画について国土交通大臣（以下「大臣」という。）の認定を受けなければならない。 | 宿泊事業者が補助を受けるためには、緊急時において、特に災害弱者となりやすい高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者が安全・安心を確保することができる避難場所等として利用できる宿泊施設のバリアフリー化を促進する事業を実施するための計画（以下「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」という。）を策定し、当該計画について国土交通大臣の認定を受けなければならない。 |
| 第５条第２項柱書き | 前項の訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画においては、様式第１－１により、次に掲げる事項を記載しなければならない。 | 前項の宿泊施設バリアフリー化促進事業計画においては、様式第１－１－１により、次に掲げる事項を記載しなければならない。 |
| 第５条第２項第１号 | 宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先 | （削除） |
| 第５条第２項第２号 | 宿泊事業者等団体の構成員の名称、住所、事業内容、代表者の氏名及びその連絡先 | 宿泊事業者の名称、住所、事業内容、総客室数、代表者の氏名及びその連絡先 |
| 第５条第２項第３号 | 構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働の現状とその分析 | 宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化の現在の整備状況及び宿泊施設の訪日外国人宿泊者数の合計の現状 |
| 第５条第２項第４号 | 構成員宿泊事業者（補助を受けようとする者に限る。以下同じ。）全体の宿泊施設の平均客室稼働率（以下「全体稼働率」という。）と構成員宿泊事業者の宿泊施設の訪日外国人宿泊者数の合計（以下「合計外客宿泊者数」という。）の現状及び目標 | 宿泊事業者（補助を受けようとする者に限る。以下同じ。）のバリアフリー化の整備目標 |
| 第５条第２項第５号 | 前号の目標を達成するために宿泊事業者等団体が行う事業（以下「団体事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに団体事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 | （削除） |
| 第５条第２項第６号 | 第４号の目標を達成するために各構成員宿泊事業者が行う事業（以下「個別事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに個別事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 | 第４号の目標を達成するために宿泊事業者が行う事業の具体的な内容及びその実施時期並びに個別事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 |
| 第５条第２項第７号 | 団体事業又は個別事業の実施により第４号の目標達成が見込まれる理由 | 前号の事業の実施により第４号の整備目標の達成が見込まれる理由 |
| 第５条第２項第８号 | 訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき団体事業又は個別事業を行うこと並びに本要綱に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表についての構成員の同意 | 宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に基づき第６号の事業を行うこと並びに本要綱に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表についての宿泊事業者の同意 |
| 第５条第３項 | 宿泊事業者等団体の構成員は五の構成員宿泊事業者以上でなければならない。 | （削除） |
| 第５条第４項 | 大臣は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させる効果が特に高いと認められる訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に対して認定を行い、様式第１－２による計画認定通知書により宿泊事業者等団体に通知するものとし、当該認定を行った訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（以下「認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）については、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。一　宿泊事業者等団体を構成する宿泊事業者数の数が多いこと二　第２項第４号の目標が同号の現状に比して高い目標であること三　団体事業又は個別事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと四　第２項第７号の目標達成が見込まれる理由が合理的であること | 大臣は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、宿泊施設のバリアフリー化を促進する効果が特に高いと認められる宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に対して認定を行い、様式第１－２－１による計画認定通知書により宿泊事業者に通知するものとし、当該認定を行った宿泊施設バリアフリー化促進事業計画（以下「認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」という。）については、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。一　第２項第４号の整備目標が同項第３号の現在の整備状況に比して高い目標であること二　第２項第６号の事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと三　第２項第６号の事業の具体的な内容が宿泊施設のバリアフリー化を促進するため必要なものであること四　第２項第７号の目標達成が見込まれる理由が合理的であること五　２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者の受入の安全安心の確保のために重要な宿泊施設と認められること |
| 第５条第６項 | 第４項の認定を受けた宿泊事業者等団体（以下「認定宿泊事業者等団体」という。）は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画を変更しようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。 | 第４項の認定を受けた宿泊事業者（以下「認定宿泊事業者」という。）は、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画を変更しようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。 |
| 第５条第７項 | 大臣は、認定宿泊事業者等団体又はその構成員宿泊事業者が、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（前項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に従って、事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 | 大臣は、認定宿泊事業者が、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画（前項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に従って、事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 |
| 第６条第１項 | 大臣は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画認定に基づき宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が行う事業（以下この編において「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。 | 大臣は、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に基づき宿泊事業者が行う事業（以下この編において「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。 |
| 第６条第２項 | 補助対象経費は別表１に掲げるものに限る。 | 補助対象経費は別表１－１に掲げるものに限る。 |
| 第７条第１項 | 宿泊事業者等団体は、補助対象事業の完了時期から二年の間、一年毎に認定計画の実施状況について、様式第１－３により、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、大臣に提出するものとする。一　宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先二　目標とそれに対する実績値の推移三　認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が実施した事業の具体的内容及び実施時期並びにこれらの事業を実施するために要した資金の額四　目標を達成した理由（達成できなかった場合はその理由）その他事業評価に関する事項及び当該事業評価を踏まえた次の一年間における事業の改善策 | （削除） |
| 第７条第２項 | 大臣は、前項の報告書の提出を受けた時は、当該報告書に関する有識者委員会の意見を付した上で、すみやかに国土交通省のホームページにおいて当該報告書を公表するものとする。 | （削除） |
| 第７条第３項 | 構成員宿泊事業者は、補助対象事業の完了時期から二年の間、毎月、様式第１－４により、当該月における自らの宿泊施設の稼働率（以下「個別稼働率」という。）及び訪日外国人の宿泊者数（以下「個別外客宿泊者数」という。）を大臣に報告するものとする。 | （削除） |
| 第８条第１項 | 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第１－５による補助金交付申請書を大臣へ提出しなければならない。 | 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第１－３－１による補助金交付申請書を大臣へ提出しなければならない。 |
| 第８条第２項 | 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、様式第１－６により課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。 | 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、様式第１－４－１により課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。 |
| 第９条第１項 | 大臣は、前条第１項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、様式第１－７による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。 | 大臣は、前条第１項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、様式第１－５－１による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。 |
| 第１０条 | 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ様式第１－８による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 | 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ様式第１－６－１による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 |
| 第１１条第１項 | 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第１－９による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。 | 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第１－７－１による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。 |
| 第１２条 | 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して３０日以内に、様式第１－１０による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。 | 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して３０日以内に、様式第１－８－１による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。 |
| 第１３条 | 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第１－１１による補助対象事業の中止申請書又は様式第１－１２による廃止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 | 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第１－９－１による補助対象事業の中止申請書又は様式第１－１０－１による廃止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 |
| 第１４条第１項 | 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、すみやかに様式第１－１３により、その旨を報告しなければならない。 | 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、すみやかに様式第１－１１－１により、その旨を報告しなければならない。 |
| 第１４条第２項 | 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第１－１４による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。 | 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第１－１２－１による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。 |
| 第１５条 | 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から３０日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、様式第１－１５による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。 | 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から３０日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、様式第１－１３－１による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。 |
| 第１６条 | 大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第１－１６による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。 | 大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第１－１４－１による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。 |
| 第１７条 | 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第１－１７による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。 | 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第１－１５―１による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。 |
| 第１９条第１項 | 補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、様式第１－１８をすみやかに提出しなければならない。 | 補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、様式第１－１６－１をすみやかに提出しなければならない。 |
| 第２０条第２項 | 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第２２条第１項及び同条第２項に規定するものについて、様式第１－１９による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。 | 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第２２条第１項及び同条第２項に規定するものについて、様式第１－１７－１による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。 |
| 第２２条第２項 | 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第１－２０により大臣の承認を得なければならない。 | 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第１－１８－１により大臣の承認を得なければならない。 |
| 第２４条第２項 | この要綱（第２編に限る。）に定める申請書その他の書類は、第４条に規定する宿泊事業者等団体を通じて提出するものとする。 | （削除） |

別表１（第６条第２項関連）

宿泊施設インバウンド対応支援事業（補助対象経費等）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | ・ 館内共用部のＷｉ－Ｆｉ整備・ 館内共用部のトイレの洋式化・ 自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。）・ 館内共用部のテレビの国際放送設備の整備・ 館内共用部の案内表示の多言語化・ 館内共用部の段差解消・ オペレーターによる２４時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備・ クレジットカード決済端末の整備・ ムスリムの受入のためのマニュアルの作成・ その他宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると大臣が認めた事業（宿泊事業者等団体の運営費、宿泊事業者の人件費など経常的経費は補助対象外） |
| 補助率 | １／３ |
| 補助金の額 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき事業を行う宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者に対する補助金の合計額は、宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に１００万円を乗じた額を上限とする。また、宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は１００万円を上限とする。 |
| 補助金の額の確定 | 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額） |
| 備考 | ※　補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。（申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。）※　補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。 |

別表１－１（附則関連）

宿泊施設インバウンド対応支援事業（「宿泊施設バリアフリー化促進事業」）

（補助対象経費等）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | ① 旅館・ホテルの客室における躯体工事等を伴わない改修等でバリアフリー化を促進するものとして、次に掲げる箇所で行うもの（１）客室出入口（２）トイレ（３）浴室（４）洗面② 旅館・ホテルの共用部における改修等でバリアフリー化を促進するものとして次に掲げる施設の共用部で行うもの、客室の統合等を伴う大規模改修（躯体工事等を伴うものに限る。）でバリアフリー化を促進するもの（１）施設の出入口（直接地上に通ずるもの）（２）出入口（（１）以外のもの）（３）廊下その他これに類するもの（４）階段（５）傾斜路（６）エレベーターその他昇降機（７）トイレ（８）敷地内の通路（９）駐車場（10）標識（11）案内設備（12）案内設備までの経路※ ①、②のいずれについても、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成２９年３月国土交通省）」に含まれるものに限る③ その他宿泊施設のバリアフリー化を促進するために必要であると大臣が認めた事業（宿泊事業者の人件費など経常的経費は補助対象外） |
| 補助率 | ① 定額　　② １／２ |
| 補助金の額 | 「①」 宿泊事業者に対する補助金の額は１事業者あたり１００万円を上限とする「②」 宿泊事業者に対する補助金の額は１事業者あたり５００万円を上限とする。 |
| 補助金の額の確定 | 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額） |
| 備考 | ※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。（申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。）※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。 |

別表２（第２６条第２項関連）

交通サービス利便向上促進事業（補助対象事業者等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 補助対象事業者 | 補助対象経費の区分 | 補助率 |
| 鉄道 | 鉄軌道事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては、東京駅及び大阪駅から半径５０キロメートル、名古屋駅から半径４０キロメートルの範囲を除く地域（以下「地方部」という。）の路線に限る。） | ・ 無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備（車両への設置は除く。）に要する経費（平成29年度予算に限る。）・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）等の多言語又はピクトグラムによる表記（以下「多言語表記等」という。）、案内放送の多言語化に要する経費（平成２９年度予算及び平成２９年度第１次補正予算に限る。） | １／３ |
| 鉄軌道事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社にあっては、地方交通線、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては、地方部の路線に限る。） | ・ 車両又は駅のトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 | １／３  |
| 鉄軌道事業者 | ・ 交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)の導入その他ＩＴシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）・ 鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）、転落防止設備の整備（周辺に観光地や宿泊施設等が所在すること等により、訪日外国人旅行者の利用が多く見込まれる駅において整備するホームドア又は可動式ホーム柵に限る。)及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）） | １／３  |
|  | ・ ＬＲＴ整備計画に基づき実施されるＬＲＴシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。）に要する経費（低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費及び補償費） |
| 自動車 | 一般乗合旅客自動車運送事業者、バスターミナル事業を営む者（案内標識、可変式情報表示装置、トイレの洋式化及び機能向上に係るものに限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者 | ・ 無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備（車両への設置は除く。）に要する経費（平成29年度予算に限る。）・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）等の多言語表記等、案内放送の多言語化に要する経費（平成２９年度予算及び平成２９年度第１次補正予算に限る。）・ 公共車両優先システム（ＰＴＰＳ）に係る車載器の整備（空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものに限る。）に要する経費・ 交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、バスロケーションシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)の導入その他ＩＴシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）・ バス車両又はバスターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 | １／３（ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、１／４又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に１／２を乗じていずれか少ない額、超小型モビリティの導入に伴う電気自動車用充電設備導入に要する別途定める上限額のいずれか少ない額） |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者 | ・ バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造（一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの（ノンステップバス及びリフト付バス）及びユニバーサルデザインタクシーは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費） |
| 地方公共団体（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１条の３に定めるもののうち、都道府県、市町村又は特別区をいう。）、民間事業者（法人格を有するもの）、協議会（地方公共団体、民間事業者等により構成される合議体をいう。）及びこれらの者に車両を貸与する者 | ・ 超小型モビリティの導入（観光周遊に使用するものに限る。）に要する経費（車両本体、車載機器類、電気自動車用充電設備の価格及び電気自動車用充電設備設置工事費） |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者 | ・ バスターミナル及びタクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）） |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者 | ・ ＢＲＴシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。）に要する経費（連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム（ＰＴＰＳ）車載器） | １／３２／５（※）１／２（※） |
| 海事 | 国内一般旅客定期航路事業を営む者、国内不定期航路事業を営む者、これらの者に船舶を貸与する船舶貸渡業を営む者及び国内一般旅客定期航路事業を営む者を構成員に含む団体 | ・ 無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備に要する経費（平成29年度予算に限る。）・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）等の多言語表記等、案内放送の多言語化に要する経費（平成２９年度予算及び平成２９年度第１次補正予算に限る。）・ 船内座席の個室寝台化等に要する経費・ 交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステムの導入その他ＩＴシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）・ 船内トイレの洋式化及び機能向上に要する経費 | １／３ |
| 国内一般旅客定期航路事業者で旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者 | ・ 旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等に限る。）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））・ 旅客船ターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 |
| 港湾 | 地方公共団体（港務局を含む。）、協議会等 | ・ 無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備に要する経費（平成29年度予算に限る。）・ 案内標識、可変式情報表示装置等の多言語表記等、案内放送の多言語化に要する経費（平成２９年度予算及び平成２９年度第１次補正予算に限る。）・ 旅客船ターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 | １／３ |
| 航空 | 本邦航空運送事業者（ただし、特定本邦航空運送事業者は除く。）、航空旅客ターミナル施設（ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し又は管理する者、地方公共団体及び協議会 | ・ 無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備（機体への設置は除く。）に要する経費（平成29年度予算に限る。）・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）等の多言語表記等、案内放送の多言語化に要する経費（平成２９年度予算及び平成２９年度第１次補正予算に限る。） | １／３ |
| 本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者 | ・ 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋等に限る。）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））・ 航空旅客ターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 |
| 企画乗車船券 | 公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。）、公共交通事業者で構成される団体等 | ・ 企画乗車船券発行等に要する経費（低廉な運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。）（ただし、対象路線等の距離の合計のうち、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社並びに大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者（地方部の路線を除く。）並びに特定本邦航空運送事業者の対象路線等の距離が占める割合が５０％未満の場合に限り、かつ、日本政府観光局のホームページ、ポスター等により、多言語での情報提供を行うものに限る。） | １／３ |

（注）

１．補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

２．補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

　　また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第２－１２に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

３．「交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。

４．（※）の補助率については、次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ右欄に掲げるところにより適用する。

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　　業 | 補助率 |
| 形成計画及び再編計画に基づいて実施される事業 | ２／５ |
| 形成計画及び再編計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業 | １／２ |
| 形成計画及び再編計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業 | １／２ |

５．ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成１５年１２月２６日付け国自技第２１１号、平成１８年３月２０日付け国自技第２５４号、平成２２年６月４日付け国自技第４９号又は平成２７年７月２日付け国自技第７５号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

６．「一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。）」とは、公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況に係る評価認定を受けた貸切バス事業者を指す。

７．ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成２４年３月２８日付け国自旅第１９２号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。

８．「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車をいう。

９．本表「港湾欄」において協議会等とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。

一　関係する地方公共団体（港務局を含む。）

二　地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）

三　その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者

１０．本表「航空欄」において協議会とは、空港法（昭和３１年法律第８０号）第１４条第１項に規定する協議会をいう。

第３表（第５４条第２項・第７５条第２項関連）

交通サービス調査事業（補助対象経費等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助対象経費 | 補助率 |
| 調 査 事 業 | （１）訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業（二次交通対策に係るものに限る。）・ 調査に要する費用（協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、訪日外国人旅行者等への周知事業の費用、短期間の実証調査のための費用　等） | １／２（上限1,000万円） |
| 利 用 促 進 事 業 | （１）利用促進に係る事業（二次交通対策に係るものに限る。）・ 公共交通マップ、総合時刻表等の作成（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費・ 公共交通・乗継情報等の提供（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費・ 訪日外国人旅行者等の割引運賃設定、企画乗車券発行等に要する経費（割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。）・地域におけるワークショップの開催に要する経費（２）利用促進の効果等の評価に係る事業（二次交通対策に係るものに限る。）・ 効果検証のための起終点（ＯＤ）調査や満足度調査等のフォローアップ調査費・ 協議会開催等の事務費 | １／２ |
| 補助金の額（利用促進事業にあっては補助対象経費の額） | 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。（１）補助対象経費の実績額（２）補助金交付決定額（３）補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額 |

（注）

１．補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

２．補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

　また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第３－１１に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表４（第７７条第２項関連）

地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業（補助対象事業者等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助対象事業者 | 補助対象経費の区分 | 補助率 |
| 観光拠点情報・交流施設 | 地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。）を含む。）、航空旅客ターミナル施設（ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等 | ・ 訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として国が選定した地域の市区町村に立地する観光拠点情報・交流施設（主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設。以下この表において同じ。）の整備・改良（施設の新築・改修に係る設計・施工、多言語の展示設備、案内標識、デジタルサイネージ、洋式トイレの整備等）に要する経費（平成29年度予算に限る。）・ 観光拠点情報・交流施設における無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備、ホームページの多言語表記等及び案内放送の多言語化に要する経費（平成29年度予算に限る。）・ 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。（平成29年度予算に限る。） | １／３  |
| 観光案内所 | 地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。）を含む。）、航空旅客ターミナル施設（ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等 | ・ 外国人観光案内所（日本政府観光局がカテゴリーⅡ以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。以下この表において同じ。）の整備・改良に要する経費（平成29年度予算に限る。）・ 外国人観光案内所における無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備、スタッフ研修（人件費は除く。）、案内標識、デジタルサイネージ、ホームページの多言語表記等及び案内放送の多言語化に要する経費（平成29年度予算に限る。） | １／３ |
| 公衆トイレの整備・改良 | 地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社にあっては、地方交通線。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。）を含む。）、航空旅客ターミナル施設（ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等 | ・ 訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として国が選定した地域の市区町村に立地する外国人旅行者が現に多く使用している、もしくは今後多くの使用が想定される既存の公衆トイレの洋式化及び機能向上、公衆トイレの建替、増築、新築における洋式便器等の設置に要する経費（躯体の新設整備、公衆トイレ周囲の整備に要する経費を除く。）・ 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。 | １／３ |
| 手荷物 | 地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。）を含む。）、航空旅客ターミナル施設（ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等 | ・ 手荷物集荷場・受渡場（国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。以下この表において同じ。）の整備・機能強化（人件費は除く。）に要する経費・ 手荷物集荷場・受渡場における案内標識、デジタルサイネージ、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）の多言語表記等、案内放送等の多言語化に要する経費 | １／３ |

（注）

１．補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

２．補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

　また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も　補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第４－１２に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提　出するものとする。

３．協議会等とは、空港法（昭和３１年法律第８０号）第１４条第１項に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。

一　関係する地方公共団体（港務局を含む。）

二　地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）

三　その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者

４．「公衆トイレ」とは広く無料で提供されているトイレをいう。

別表５（第４４条関連）

事業評価の実施時期の特例対象（補助対象経費等）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業の種別 | 補助対象経費 |
| 交通サービス利便向上促進等事業 | 交通サービス利便向上促進事業 | 鉄道 | ・ 交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)の導入その他ＩＴシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）・ 鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）、転落防止設備の整備（周辺に観光地や宿泊施設等が所在すること等により、訪日外国人旅行者の利用が多く見込まれる駅において整備するホームドア又は可動式ホーム柵に限る。)及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事 務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））・ ＬＲＴ整備計画に基づき実施されるＬＲＴシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。）に要する経費（低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費及び補償費） |
| 自動車 | ・ 公共車両優先システム（ＰＴＰＳ）に係る車載器の整備（空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものに限る。）に要する経費・ 交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、バスロケーションシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)の導入その他ＩＴシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）・ バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造（一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの（ノンステップバス及びリフト付バス）及びユニバーサルデザインタクシーは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費）・ 超小型モビリティの導入（観光周遊に使用するものに限る。）に要する経費（車両本体、車載機器類、電気自動車用充電設備の価格及び電気自動車用充電設備設置工事費）・ バスターミナル及びタクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。） 及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資 産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助 対象事業に直接要する経費に限る。））・ ＢＲＴシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。） に要する経費（連節車両の導入及びこれと一体として整備 する停留施設、公共車両優先システム（ＰＴＰＳ）車載器 ） |
| 海事 | ・ 交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステムの導入その他ＩＴシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）・ 旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等に限る。）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）） |
| 航空 | ・ 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋等に限る。）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）） |
| インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業 | ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に要する経費 |